

埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県長瀬射撃場（以下「射撃場」という。）について、射撃場を取り巻く環境の変化等に対応し、適切な運営を行っていくために、今後の射撃場のあり方等について協議、検討することを目的として、埼玉県長瀬射撃場あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 射撃場のあり方に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は7名以内とし、学識経験者、民間団体の代表者及び関係行政機関等で構成する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、本委員会設置の日から令和8年3月31日とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、環境部みどり自然課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。